

船橋市妊婦（多胎妊婦、追加助成分含）・乳児（1か月児含）一般健康診査及び  
新生児聴覚スクリーニング検査費用助成取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市の実施する妊婦・乳児一般健康診査、多胎妊婦一般健康診査、妊婦一般健康診査追加助成分、1か月児健康診査及び新生児聴覚スクリーニング検査（以下「健康診査等」という。）について、一般健康診査受診票又はスクリーニング検査受診票による現物給付を受けることができない者に対する費用の助成について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）妊婦・乳児一般健康診査 市の実施する妊婦一般健康診査又は乳児一般健康診査をいう。
- （2）多胎妊婦一般健康診査 多胎妊婦に対して、市の実施する妊婦一般健康診査14回を超えて行う妊婦一般健康診査をいう。
- （3）妊婦一般健康診査追加助成分 市の実施する妊婦一般健康診査において受診票14回分を全て使用した妊婦で妊娠40週以降に受診が必要な方に対して、2回を上限に追加で行う妊婦一般健康診査をいう。ただし、妊娠40週以前でも医師が認めた場合はこの限りではない。
- （4）新生児聴覚スクリーニング検査 市の実施する新生児聴覚スクリーニング検査をいう。
- （5）1か月児健康診査 市の実施する1か月児健康診査をいう。
- （6）妊婦・乳児一般健康診査受診票 市の発行する妊婦一般健康診査受診票又は乳児一般健康診査受診票をいう。
- （7）多胎妊婦一般健康診査受診票 市の発行する多胎妊婦用の妊婦一般健康診査5回分の受診票をいう。
- （8）妊婦一般健康診査追加助成分受診票 市の発行する妊婦一般健康診査追加助成分受診票をいう。
- （9）新生児聴覚スクリーニング検査受診票 市の発行する新生児聴覚スクリーニング検査受診票をいう。
- （10）1か月児健康診査受診票 市の発行する1か月児用の健康診査受診票をいう。

（対象者）

第3条 助成の対象者は、受診日又は検査日に船橋市の住民基本台帳に記録されている妊婦又は乳児若しくは新生児の保護者で、妊婦・乳児一般健康診査受診票、新生児聴覚スクリーニング検査受診票、多胎妊婦一般健康診査受診票、妊婦一般健康診査追加助成分受診票及び1か月児健康診査受診票（以下「健康診査受診票等」という。）を利用して現物給付を受けることができない者とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合はこの限りではない。

（助成対象期間）

第4条 助成対象期間の始期は助成の対象者としての要件を満たした日とする。ただし、市外からの転入者は、その転入した日を始期とする。

2 助成対象期間の終期は助成の対象者としての要件を欠いた日の前日とする。

（対象健康診査及び費用）

第5条 助成の対象となる健康診査等は、市が千葉県医師会・千葉県助産師会又は船橋市医師会と締結した契約及び千葉県外・船橋市外の医療機関等と締結した契約により行う健康診査等で、健康診査受診票等を利用して現物給付を受けることできなかった次に掲げる健康診査等とする。

- （1）妊婦一般健康診査
- （2）多胎妊婦一般健康診査
- （3）妊婦一般健康診査追加助成分
- （4）新生児聴覚スクリーニング検査
- （5）1か月児健康診査

(6) 乳児一般健康診査

2 助成の対象費用は、市が定める各健康診査又は検査の診査料の額の範囲内で検査等に要した費用の合計額とする。この場合において、助成の対象とする検査等は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる回数を上限とする。

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| (1) 妊婦一般健康診査       | 14回 |
| (2) 多胎妊婦一般健康診査     | 5回  |
| (3) 妊婦一般健康診査追加助成分  | 2回  |
| (4) 新生児聴覚スクリーニング検査 | 1回  |
| (5) 1か月児健康診査       | 1回  |
| (6) 乳児一般健康診査       | 2回  |

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者は、受診をした日から2年以内に費用助成金申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 船橋市妊婦・乳児一般健康診査及び新生児聴覚スクリーニング検査費用助成金内訳書(様式第2号)
- (2) 妊婦一般健康診査の領収書の写し、多胎妊婦一般健康診査の領収書の写し、妊婦一般健康診査追加助成分の領収書の写し、新生児聴覚スクリーニング検査の領収書の写し、乳児一般健康診査の領収書の写し
- (3) 申請する健康診査・検査等に該当する未使用の健康診査受診票等
- (4) 原則として母子健康手帳の妊娠中の経過のページの写し(多胎妊娠に関しては全ての児の母子健康手帳の妊娠中経過のページの写し)、乳児の該当月齢の健康診査のページの写し、乳児の検査の記録の写し又は新生児聴覚スクリーニング検査結果のわかるものの写し
- (5) 相手方登録申請書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(助成金の支払)

第7条 市長は、申請内容が適正と認める場合には、助成金支給決定通知書(様式第3号)により通知するとともに、申請のあった日から60日以内に助成金を支払うものとする。なお、申請内容を審査し、助成金を支給しない旨の決定をしたときはその旨及び理由を船橋市妊婦・乳児一般健康診査及び新生児聴覚スクリーニング検査費用助成金不支給決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年4月1日以降に受診した妊婦・乳児一般健康診査について適用する。  
(新生児聴覚スクリーニング検査の特例)
- 2 令和3年3月31日までに母子健康手帳別冊の交付を受け、令和3年4月1日以後に出生し、新生児聴覚スクリーニング検査を受診した新生児については、第6条(3)の規定に関わらず、初回分を助成する。  
(妊婦一般健康診査追加助成分の特例)
- 3 令和6年3月31日までに母子健康手帳別冊の交付を受け、令和6年4月1日以降に追加助成分(15回目、16回目)を受診した妊婦については、第6条(3)の規定に関わらず、2回を上限として助成をする。  
(1か月児健康診査の特例)

4 令和7年3月31日までに母子健康手帳別冊の交付を受け、令和7年4月1日以降に1か月児健康診査を受診した乳児については、第6条(3)の規定に関わらず、1回を上限として助成をする。

(助成の申請の特例)

5 妊婦・乳児一般健康診査費用の助成を受けようとする者で、令和7年3月31日までに従前の申請様式を配付されている場合は、第6条と第6条(1)の規定にかかわらず、従前の様式を使用することができる。

附 則

この要綱は、平成22年9月22日から施行する。

船橋市妊婦・乳児一般健康診査費用助成取扱要綱第7条に定める必要な事項を次の通り定める。平成23年3月31日までに母子健康手帳別冊を交付し、平成23年4月1日以降に妊婦一般健康診査を受診する妊婦については第5条(3)のその妊婦・乳児一般健康診査に該当する未使用の妊婦・乳児一般健康診査受診票が必要であると定めているが、券種F又は券種Nの受診票がなくても、クラミジア核酸同定検査又はHTLV-1抗体検査を実施した場合には助成する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

様式第 1 号

船橋市妊婦（多胎妊婦・追加助成含）・乳児（1 か月児含）  
一般健康診査及び新生児聴覚スクリーニング検査費用助成金申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

申請者 氏名 印

電話番号

妊婦（多胎妊婦・追加助成含）・乳児（1 か月児含）一般健康診査及び新生児聴覚スクリーニング検査費用助成取扱要綱第 6 条の規定により次のとおり申請します。また、船橋市がこの申請に必要な情報について調査し、及び医療機関等に照会することに同意します。

記

助成申請額 （申請される項目のみ金額を記入）

健康診査等項目名	助成金額
(1) 妊婦一般健康診査	円
(2) 多胎妊婦一般健康診査	円
(3) 妊婦一般健康診査追加助成分	円
(4) 新生児聴覚スクリーニング検査	円
(5) 1 か月児健康診査	円
(6) 乳児一般健康診査	円

○ 添付書類

- (1) 妊婦・乳児一般健康診査又は新生児聴覚スクリーニング検査等の領収書
- (2) 未使用の妊婦（多胎妊婦・追加助成含）・乳児（1 か月児含）一般健康診査又は新生児聴覚スクリーニング検査受診票
- (3) 相手方登録申請書

以上

様式第2号

年 月 日

船橋市妊婦(多胎妊婦・追加助成分含)・乳児(1か月児含)一般健康診査及び新生児聴覚スクリーニング検査費用助成金内訳書

受診者(検診者)氏名

<b>[妊産婦]</b>	<b>[乳児]</b>
( 年 月 日生)(出産(予定)日 年 月 日)	( 年 月 日生)

券種	受診票種類	受診日	妊娠週数	領収書金額	妊婦健診助成額	医療機関等名称
(1) 妊婦 一般 健康 診査  14 回	3 子宮頸がん	年 月 日 年 月 日	週 週	円 円	円 円	
	D 超音波検査	年 月 日 年 月 日	週 週	円 円	円 円	
	E 超音波検査	年 月 日 年 月 日	週 週	円 円	円 円	
	H 超音波検査	年 月 日 年 月 日	週 週	円 円	円 円	
	L 超音波検査	年 月 日 年 月 日	週 週	円 円	円 円	
	G C-1票	年 月 日	週	円	円	
	K C-1票	年 月 日	週	円	円	
	M C-1票	年 月 日	週	円	円	
	6 C-1票	年 月 日	週	円	円	
	7 C-1票	年 月 日	週	円	円	
	8 C-1票	年 月 日	週	円	円	
	9 C-1票	年 月 日	週	円	円	
	F C-2票 個別申請項目 クラミジア検査	年 月 日 年 月 日	週 週	円 円	円 円	
	N C-2票 個別申請項目 HTLV-1抗体検査	年 月 日 年 月 日	週 週	円 円	円 円	

妊健(14回分)助成額 円

(2) 多 胎 妊 婦	1回目	年 月 日	週	円	円	
	2回目	年 月 日	週	円	円	
	3回目	年 月 日	週	円	円	
	4回目	年 月 日	週	円	円	
	5回目	年 月 日	週	円	円	

多胎妊婦助成額 円

(3) 追 加	15回目	年 月 日	週	円	円	
	16回目	年 月 日	週	円	円	

15・16回目助成額 円

受診票種類	検査日	新生児日齢	領収金額	聴覚検査助成額	医療機関等名称
(4) 聴 覚	1 初回	年 月 日	日	円	円
	検査方法	<input type="checkbox"/> 自動ABR <input type="checkbox"/> ABR <input type="checkbox"/> OAE <input type="checkbox"/> 不明			
	検査結果	<b>【右】</b> <input type="checkbox"/> パス <input type="checkbox"/> リファー(再検査) <b>【左】</b> <input type="checkbox"/> パス <input type="checkbox"/> リファー(再検査)			

受診票種類	受診日	乳児月齢	領収金額	乳児健診助成額	医療機関等名称
(5) (6) 乳 児	1か月児	年 月 日	か月	円	円
	4 3~6か月児	年 月 日	か月	円	円
	5 9~11か月児	年 月 日	か月	円	円

乳児助成額 円

**助成額合計** 円

様式第3号

船橋市妊婦（多胎妊婦・追加助成分含）・乳児（1か月児含）一般  
健康診査及び新生児聴覚スクリーニング検査費用助成金支給決定通知書

船橋市地保指令第 号  
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付で申請のあった費用助成について、下記のとおり  
支給を決定したので通知します。

記

1、支給決定額	円
(1)妊婦一般健康診査	円
(2)多胎妊婦一般健康診査	円
(3)妊婦一般健康診査追加助成分	円
(4)新生児聴覚スクリーニング検査	円
(5)1か月児健康診査	円
(6)乳児一般健康診査	円

様式第 4 号

船橋市妊婦（多胎妊婦・追加助成分含）・乳児（1 か月児含）一般  
健康診査及び新生児聴覚スクリーニング検査費用助成金不支給決定通知書

船橋市地保指令第 号

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付で申請のあった費用助成について、次の理由で不支給  
としましたので通知します。

理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起  
算して 3 月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6  
月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表するものは、市長となります。）  
提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、  
その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に  
提起することができます。